

京丹波町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

●京丹波町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは

この計画は、京丹波町全域を対象とし、本町の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことを目的として、地球温暖化対策を推進していくための計画です。

●計画の主体

この計画の主体は、町民、事業者及び行政です。
行政が主体となって施策を進めるとともに、町民及び事業者が主体となって取組を進められるよう行政が支援して「町民」「事業者」「行政」の協働で推進します。

「地域気候変動適応計画」を策定しました

■気候変動への適応とは

気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできないため、気候変動によりすでに生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」が必要とされています。

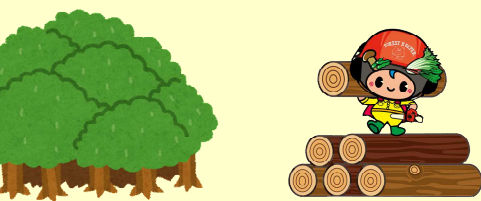
京丹波町においても、増加する自然災害など、さまざまな気候変動の影響があり、その課題に対して地域の特性に応じた適応策を講じていくことが求められています。



持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された世界共通の目標であり、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指すため、経済・社会・環境の調和を目指す17の目標が掲げられています。

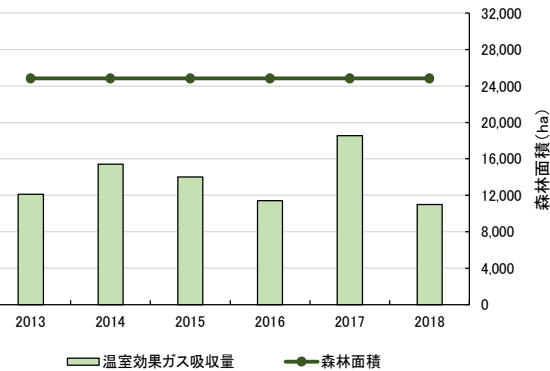
本町では、この計画により、脱炭素社会の実現を目指すとともに、SDGsの達成に寄与するよう取り組みます。



町域における森林吸収量

森林による温室効果ガスの吸収は、長期的にみてカーボンニュートラルを実現するうえで重要です。そのため、森林の適正な管理と計画的な整備に取り組むとともに、森林資源の活用に向けた町内産材の需要拡大や林業の担い手の育成に取り組んでいく必要があります。

京丹波町における森林吸収量の推移



出典：国際連合広報センター

京丹波町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版

温室効果ガス排出量 削減目標

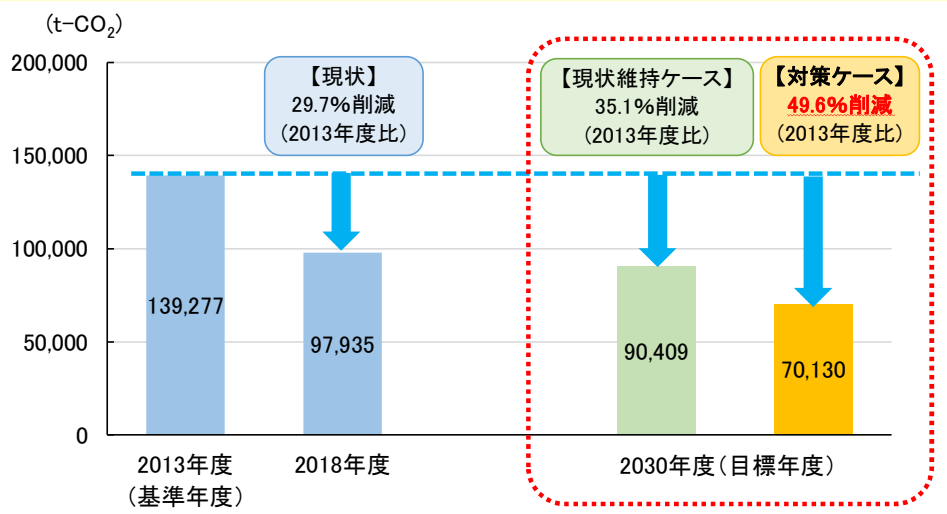
長期目標として、目指す将来像を次のとおりとします。

将来像
2050年度（令和32年度）
温室効果ガス排出量実質ゼロの「脱炭素社会」

上記の将来像を実現するために、2030年度の削減目標を次のとおり掲げます。

温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度（令和12年度）温室効果ガス排出量
2013年度（平成25年度）比で **50%以上削減**



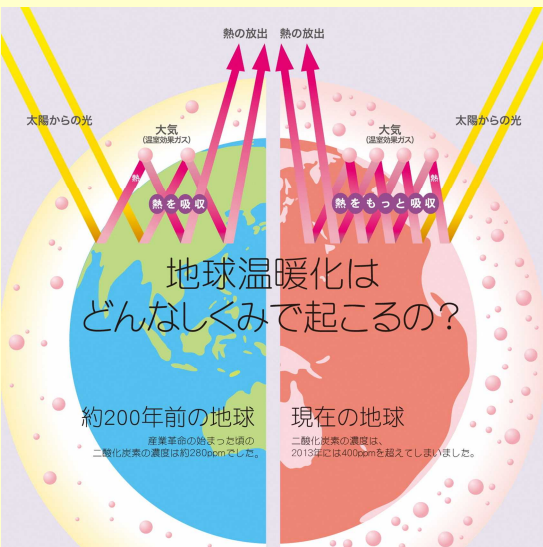
本町の2030年度（令和12年度）の温室効果ガス排出量は、これまでの努力を継続するとともに、国の示す対策に積極的に取り組んだ場合に49.6%削減することができると見込まれるため、削減目標は、「2013年度（平成25年度）比で50%以上削減」とします。

地球温暖化とは

私たちが生活している地球は、太陽からのエネルギーで温められています。温められた地球から放出された熱の多くは宇宙に放出されていますが、一部は大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスに吸収されて、地球に残ります。

大気中の温室効果ガスが適切な量であれば、地球全体の気温はほどよく保たれますが、温室効果ガスが増えすぎると、地球に余分な熱が残り、地球全体の気温が上がってしまいます。これを温暖化といいます。

本町でも、全国と同様に年平均気温の上昇や真夏日の増加が生じており、地球温暖化による影響と考えられます。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブサイト（<http://www.jccca.org/>）

京丹波町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版 2022年（令和4年）3月

発行：京丹波町 〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1
TEL：0771-82-0200（代表） FAX：0771-82-0446

目標達成に向けた取組

脱炭素社会の実現に向けて、削減目標の達成に取り組むため、七つの基本方針を掲げます。この基本方針ごとに主要施策を次のように体系づけ、町民、事業者及び町の協働により、計画を推進していきます。



各主体の具体的な取組



緩和策

適応策

基本方針1 省エネルギーの推進



省エネルギー行動の推進

- 省エネに関する情報提供・啓発の推進
- 脱炭素型ライフスタイルの推進
- 公共施設への省エネ機器の率先導入
- 断熱性能の高い住宅・建築物の導入促進

住宅・建築物の省エネ性能の向上

- こまめな消灯・空調温度の適正化
- 省エネナビ等によるエネルギー消費の「見える化」
- 省エネ家電の導入
- 住宅・建築物の新築・増改築の際の省エネ基準の適合

- クールビズ・ウォームビズの励行
- 環境マネジメントシステムの導入
- 省エネ設備（空調、照明等）の導入
- 住宅・建築物の新築・増改築時の省エネ基準の適合

基本方針2 再生可能エネルギーの利用促進



バイオマスエネルギーの利用促進

- まきストーブの導入推進
- 廃食用油回収の推進
- 公共施設への太陽光発電設備設置の推進
- 住宅への太陽光発電設備、蓄電池等の導入促進

太陽エネルギー等の利用促進

- 木質バイオマスエネルギー（まきストーブ等）の導入
- 間伐材・林地残材の活用
- 廃食用油の回収に協力
- 住宅・建築物への太陽光発電設備の導入

- 木質バイオマスエネルギー（まきストーブ等）の導入
- 間伐材・林地残材の活用
- 廃食用油の回収に協力
- 住宅・建築物への太陽光発電設備の導入

基本方針3 自然と共生するまちづくり



森の保全と活用

- 効率的な森林施業の推進
- 町内産材を活用した公共施設の木造化、内装木質化推進
- 森林ボランティア活動の支援
- 桜等の苗木を配布し町内の緑化を推進

緑化の推進

- 適切な森林整備
- 町内産材の活用
- 森林ボランティア活動への参加
- 地域緑化活動への参加

- 適切な森林整備
- 町内産材の活用
- 森林ボランティア活動への参加
- 敷地内の緑化・地域の緑化活動への参加

基本方針4 環境にやさしい交通の推進



公共交通の利用促進

- 町営バス等公共交通の利便性向上の推進
- エコドライブの普及啓発
- 次世代自動車（エコカー）の導入推進

環境負荷の少ない自動車利用の促進

- 公共交通機関の利用
- アイドリングストップなどエコドライブの実施
- 次世代自動車の購入・乗り換え

- 公共交通機関の利用
- アイドリングストップなどエコドライブの実施
- 次世代自動車の購入・乗り換え

基本方針5 循環型社会の形成



ごみの減量化の推進

- 3 R(減量化・再利用・再資源化)の推進
- ごみ分別収集の徹底
- 資源ごみ集団回収の支援
- 生ごみ処理機等の購入助成
- 食品ロス削減の推進と削減に向けた広報・啓発

リサイクルの推進

- ごみの減量化・発生抑制
- ごみの分別による再資源化
- マイバッグを持参し、無駄のない食品購入と食材の使い切り
- リサイクル製品の利用
- 地域の資源ごみ回収活動への参加

- ごみの減量化・発生抑制
- 過剰包装の抑制
- リサイクルしやすい商品の開発
- リサイクル製品の利用
- フードバンク等による食品廃棄物の削減

基本方針6 環境教育・協働の推進



環境教育・環境学習の推進

- 広報紙等あらゆる媒体を活用し情報発信
- 森林を活用した環境教育・農業体験学習の推進
- 住民自治組織等の協働のまちづくりの推進

協働の推進

- 家庭内で環境についての話し合い
- 環境教育・環境学習活動への参加
- 地域の環境活動への参加・協力
- 町民・事業者・行政が円滑に連携できる情報交換

- 職場での環境教育・環境学習活動
- 地域での環境活動への参加・協力
- 環境保全に関する知識のある人材の育成
- 町民・事業者・行政が円滑に連携できる情報交換

基本方針7 気候変動適応策の推進



分野別の取組の推進

- 分野ごとの影響について情報収集・モニタリング
- 気候変動影響に関連する情報の発信
- 森林の整備・保全
- 有害鳥獣対策の実施
- 自主防災組織設立の促進

分野横断的な取組の推進

- ハザードマップ等による災害時の行動確認
- 熱中症・感染症の予防
- 気候変動による影響・リスクについて情報収集し、自分のこととして把握

- 自然災害時の建物の破壊、破損、倒木等に備えた点検の実施
- 事業活動中の熱中症対策の実施
- 気候変動の影響を把握し、事業者としての適応策の検討